

浄水水質検査結果書



第 19-SS-00188 号
2019 年 04 月 19 日

袋井市愛野2300-1
エコパハウス内
株式会社東急コミュニティー

厚生労働省登録水質検査機関 登録番号第2号

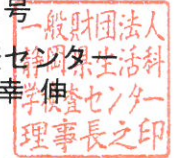
様

静岡市葵区北安東4丁目27番2号

一般財団法人静岡県生活科学検査センター
理事長 石川 幸伸



2019年4月9日 にご依頼のありました試料の情報は、次のとおりです。
(当方が採水した試料以外については、検査依頼書等より転記した情報であり、当方の管理下にありません。)



採水年月日	2019年4月9日	気 温	12.0 °C	水 温	14.7 °C
水源又は施設の名称	小笠山総合運動公園専用水道			採水時残留塩素	0.4 mg/L
採水地点	スタジアム5F男子トイレ				
採水者名	森田優平 (所属) 小笠山総合運動公園				

試料の検査結果は下記のとおりです

検査事項			水質基準に関する厚生労働省令第101号に基づく水質検査 検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による					
No.	検査項目	検査結果	No.	検査項目	検査結果	No.	検査項目	検査結果
1	一般細菌	0 CFU/mL	18	テトラクロロエチレン	0.0002 mg/L未満	35	銅及びその化合物	0.003 mg/L
2	大腸菌	検出しない	19	トリクロロエチレン	0.0002 mg/L未満	36	ナトリウム及びその化合物	9.9 mg/L
3	カドミウム及びその化合物	0.00015 mg/L未満	20	ベンゼン	0.0002 mg/L未満	37	マンガン及びその化合物	0.001 mg/L未満
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L未満	21	塩素酸	0.09 mg/L	38	塩化物イオン	12 mg/L
5	セレン及びその化合物	0.0005 mg/L未満	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L未満	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	53 mg/L
6	鉛及びその化合物	0.0005 mg/L未満	23	クロロホルム	0.0078 mg/L	40	蒸発残留物	93 mg/L
7	ヒ素及びその化合物	0.0005 mg/L未満	24	ジクロロ酢酸	0.002 mg/L	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L未満
8	六価クロム化合物	0.0025 mg/L未満	25	ジブロモクロロメタン	0.0012 mg/L	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L未満
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L未満	26	臭素酸	0.001 mg/L未満	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L未満	27	総トリハロメタン	0.01 mg/L	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.4 mg/L	28	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	45	フェノール類	0.0005 mg/L未満
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	29	ブロモジクロロメタン	0.0037 mg/L	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 mg/L
13	ホウ素及びその化合物	0.04 mg/L	30	ブロモホルム	0.0002 mg/L未満	47	pH値	7.6
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L未満	31	ホルムアルデヒド	0.004 mg/L未満	48	味	異常なし
15	1,4-ジオキサン	0.003 mg/L未満	32	亜鉛及びその化合物	0.005 mg/L	49	臭気	異常なし
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.0004 mg/L未満	33	アルミニウム及びその化合物	0.030 mg/L	50	色度	0.5 度未満
17	ジクロロメタン	0.0002 mg/L未満	34	鉄及びその化合物	0.015 mg/L未満	51	濁度	0.1 度未満
判定		上記水質項目については水質基準に適合である						
検査期日		2019年4月9日 ~ 2019年4月19日			検査責任者		技術部長 新村 亨	
備考								

・当センターの文書による承認なしでは、完全な複製を除き、本結果書の一部だけの複製はできません。

・試験検査所：一般財団法人静岡県生活科学検査センター焼津検査所 焼津市塩津1番1 TEL 054-621-5003

・pH値は独立行政法人製品評価技術基盤機構によりISO/IEC17025(2005)の認定を取得した検査項目です。(検査方法：平成15年厚生労働省告示第261号 別表第31)

基準値一覧

(平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)

番号	項目名	基準値	定量下限値 (注 2)検査方法)	番号	項目名	基準値	定量下限値 (注 2)検査方法)
1	一般細菌	100/mL 以下	0/mL (別表第 1)	27	(注 1) 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	0.01mg/L (別表第 15)
2	大腸菌	検出されないこと	***** (別表第 2)	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.002mg/L (別表第 17)
3	カドミウム及び その化合物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L 以下	0.00015mg/L (別表第 6)	29	ブロモジクロロメタ ン	0.03mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)
4	水銀及びその 化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L 以下	0.00005mg/L (別表第 7)	30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)
5	セレン及びその 化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第 6)	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	0.004mg/L (別表第 19)
6	鉛及びその化 合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第 6)	32	亜鉛及びその化 合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.002mg/L (別表第 6)
7	ヒ素及びその化 合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第 6)	33	アルミニウム及び その化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L 以下	0.005mg/L (別表第 6)
8	六価クロム化合 物	六価クロムの量に関して、 0.05mg/L 以下	0.0025mg/L (別表第 6)	34	鉄及びその化 合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L 以下	0.015mg/L (別表第 6)
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	0.004mg/L (別表第 13)	35	銅及びその化 合物	銅の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.002mg/L (別表第 6)
10	シアン化物イオン 及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第 12)	36	ナトリウム及びそ の化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L 以下	0.5mg/L (別表第 6)
11	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	0.1mg/L (別表第 13)	37	マンガン及びその 化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L 以下	0.001mg/L (別表第 6)
12	フッ素及びその 化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/L 以下	0.05mg/L (別表第 13)	38	塩化物イオン	200mg/L 以下	0.2mg/L (別表第 13)
13	ホウ素及びその 化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.01mg/L (別表第 6)	39	カルシウム、マグネシウム 等(硬度)	300mg/L 以下	2.0mg/L (別表第 6)
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	40	蒸発残留物	500mg/L 以下	10mg/L (別表第 23)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.003mg/L (別表第 15)	41	陰イオン界面活 性剤	0.2mg/L 以下	0.02mg/L (別表第 24)
16	シス-1,2-ジクロロエチ レン及びトランス-1,2-ジク ロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.0004mg/L (別表第 15)	42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	0.000001mg/L (別表第 25)
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	43	2-メチルイソホルネオ ール	0.00001mg/L 以下	0.000001mg/L (別表第 25)
18	テトラクロロエチ レン	0.01mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	44	非イオン界面活 性剤	0.02mg/L 以下	0.002mg/L (別表第 28 の 2)
19	トリクロロエチ レン	0.01mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	45	フェノール類	フェノールの量に関して、 0.005mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第 29)
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	46	有機物(全有機炭 素(TOC)の量)	3mg/L 以下	0.2mg/L (別表第 30)
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	0.06mg/L (別表第 13)	47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	***** (別表第 31)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	0.002mg/L (別表第 17)	48	味	異常でないこと	***** (別表第 33)
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	49	臭気	異常でないこと	***** (別表第 34)
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.002mg/L (別表第 17)	50	色度	5 度以下	0.5 度 (別表第 36)
25	ジブロモクロロメ タン	0.1mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	51	濁度	2 度以下	0.1 度 (別表第 41)
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第 18)	*	*****	*****	*****

注 1: 総トリハロメタンとはクロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムの各濃度の総和

注 2: 検査方法の別表とは、『平成 15 年厚生労働省告示第 261 号』に対応したもの